# 団体の概要（ＮＧＯ/ＮＰＯ用）

**団体名**　**弘前大学 農学生命科学部 生物生産科学専攻**
**動物生態学･野生生物管理学研究室**

| | | | |
|---|---|---|---|
| **所在地** | 〒036-8244<br>青森県弘前市文京町３<br>TEL:0172－39－3748　　FAX:　－　－<br>E-mail: swaz1111@yahoo.co.jp | | |
| **ホームページ** | http://nature.cc.hirosaki-u.ac.jp/ | | |
| **設立年月** | 1997 年　10 月　＊認証年月日（法人団体のみ）　年　月　日 | | |
| **代表者** | 三浦太智 | **担当者** | 長澤郁笑・原拓也<br>三浦太智・山崎瞳 |
| **組　織** | スタッフ　28 名　（内 専従　４名） | | |
| | 個人会員　名 | 法人会員　名 | その他会員（賛助会員等）　名 |
| **設立の経緯** | 農学生命科学部は平成９年 10 月に創設され，旧農学部と理学部生物学科を統合し，自然と人間の調和ある発展を図る高度な教育研究体制を目指し，平成 13 年度に完成した。 | | |
| **団体の目的** | 今日、野生動物たちの世界に異変が起きている。様々な在来種が減少しつつある一方で、一部の外来種は蔓延しつつある。生活のあり方が従来とは変わってきた動物もおり、このような変化がなぜ生じるのか、疑問の解明は当の動物の生態と行動を明らかにすることから始まる。多様な生物の保全はそれが基本であり、最も基礎的なことが最も応用的なことなのだ。<br>このような見地に立ち、調査および研究を行っている。 | | |

| | |
|---|---|
| **団体の活動プロフィール** | **〇研究活動**<br>**①捕食・被食関係と魚類の行動**<br>魚類の行動、特に日周期や潮汐周期といった周期活動のあり方を野外調査と室内実験の双方から調べ、それらの結果を補食・被食関係の視点から考察する。扱う材料として、河川、溜池、水田と水路、潮間帯など様々なすみ場の魚を対象としている。<br><br>**②魚食性鳥類の採餌生態**<br>場所や時間帯によって，そこに生息する魚類の行動にも甚大な影響を及ぼす魚食性鳥類、とりわけサギ類の採餌生態の研究をする。特に、採餌内容や採餌場の利用の仕方が、一日のうちで、あるいは繁殖期の進行に伴ってどう変化するのかを明らかにする。<br><br>**③青森県における淡水魚類の歴史**<br>今日、野生動物たちの世界に異変が起きており様々な在来種が減少しつつある一方、一部の外来種は増加傾向にある。生活のあり方が従来とは変わってきた動物もいる。「このような変化がなぜ生じるのか」といった疑問の解明は、その動物の生態と行動を明らかにすることから始まる。多様な生物の保全はそれが基本であり、最も基礎的なことが最も応用的なことである。これらを元に本州北端に位置する本県の淡水魚類のあり方を、過去にさかのぼって明らかにする。<br><br>**④野生生物の保護・管理と生息場の創出および希少動物の生物**<br>現状の野生生物の生息場，個体群動態，群集構造などに注目し，現状評価および具体的な保護，管理方法を検討する。さらに生息場所の改善に関する生物学的根拠および工学的技術を提示する。また希少になってしまった種あるいは個体群に関して，生理，生態などの基礎的な生物学的知見を蓄積し，保護に役立つ情報を整理する。<br><br>**⑤動物生態学・行動学**<br>水のある環境（水中および水辺）や農村空間（水田．果樹園など）を中心とし，主に魚類・鳥類・原索動物に関する基礎的な生態および行動を調査・実験によって明らかにする。個体の行動から群集までを関連させながら扱う。また，発光バクテリアと魚類の共生関係にも注目している．<br><br>〇以上のような研究活動をもとに自然環境保全の取り組みを研究室全体の活動としている。河川・海岸・農耕地生態系等々の野生生物に係る事業に多数関わっている。 |

**活動事業費（平成17年度）** 円

提 言

**政策のテーマ　　水産業から見た海洋・河川・湖沼の環境保全を促す機関の構築**

**団体名：動物生態学・野生生物管理学研究室**

**担当者名：長澤郁笑・原拓也**
**三浦太智・山崎瞳**

**■政策の分野**
**①循環型社会の構築、③地球環境問題への対応**
**④自然環境の保全、⑧社会経済のグリーン化**
**⑨持続可能な地域づくり**
**■政策の手段**
**⑩人材育成・交流、⑬国民の参加促進**

**① 政策の目的**

環境保全型水産業の質の向上および水産業が環境に及ぼす負荷の軽減

**② 背景および現状の問題点**

様々な環境問題がクローズアップされているが、その中で今回私たちは、生活に密着した問題に視点を置いた。改めて見ると、私たちの生活の中にも解決あるいは改善していかなければならない問題が山積している。私たち人間、特に島国としての食文化を発展させてきた日本人は、海・河川・湖沼からの水産資源などを生活の基盤としている。しかし、水産業を営む経済活動が海洋・河川・湖沼の環境を悪化させていることは否めない。今後これらの問題を放置したままでは、海洋・河川・湖沼の生態系の破壊は進み、これまでのような恩恵を受け続けることは難しくなる。日本の食卓に重要な水産業がこれからも存続していくため、海洋・河川・湖沼の生態系保全は必要不可欠である。

そこで、私たちは、水系環境の保全・改善を図るために、水産業または水産資源管理のあり方を工夫することを提案する。

現在の漁業技術は漁民の利益優先へ向けた進歩が色濃く、自然生態系への配慮は充分でない。「乱獲」によって水産資源は枯渇の危機をはらみ、「混獲」は貴重な資源を浪費している。

また、「混獲」「乱獲」以外にも海洋・河川・湖沼における環境問題はいくつもあり、それらは水産業のありかたを工夫することで大きく改善できる。例えば、技術の進歩と共に漁獲量が増えたが、それによって、マグロの個体数が減ってしまい資源の維持ができず、マグロの漁獲量制限がされた。マグロに限らず、全ての資源が枯渇しきる前に制限を行えるような科学的裏付けや社会システムの構築が必要である。商業捕鯨の禁止も同様に、鯨の個体数減少防止のために行われ、今日充分な個体数まで回復したが、その回復が経済に影響が出るほどまで、イワシなどの鯨の餌となる資源が減少をもたらしたのも事実である。このように後始末が不十分な政策ではなく、臨機応変な対応ができる制度・機関等もこれからは必要である。環境保全の動きによって、生産者側の経済活動がないがしろにされることもあってはならないので、今後改善を求められるのは、生産者側の収入が守られた状態で「混獲」「乱獲」を抑制でき、その場・状況に応じた漁業を確立させることである。

**③ 政策の概要**

水産資源を扱って利益を生む個人団体の活動が、環境に配慮されたものであることを査定する仕組みや、それを行う機関の構築。

この機関は水産資源を扱って利益を得ている個人・団体の事業内容や活動方法をある基準に基づいて評価する。その基準を製作する活動や、その評価が価値あるものだと生産者側・消費者側に認識させる活動も行う。これらの活動により、環境に配慮した生産者が利益上不利にならない流通の性質をつくり、消費者が環境保全を意識して商品を購入することができる社会環境をつくる。

消費者が環境保全を意識して商品を購入することで、消費者側も環境保全の一端を担うことができ、また、そうした消費者の意識の変化は認定漁協が扱う生産物に新たな価値を付け加えるようはたらく。その新たな価値は、環境に配慮した活動の対価として認定漁協の収入につながり、収入につながることで漁民の環境保全への意識向上を図り、漁民による環境汚染軽減につながる。こういった循環がなされるよう、実施主体が消費者と生産者の両方にはたらきかけることで、環境保全型水産業の質の向上及び水産業が環境に及ぼす負荷の軽減ができる。

**④ 政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）**

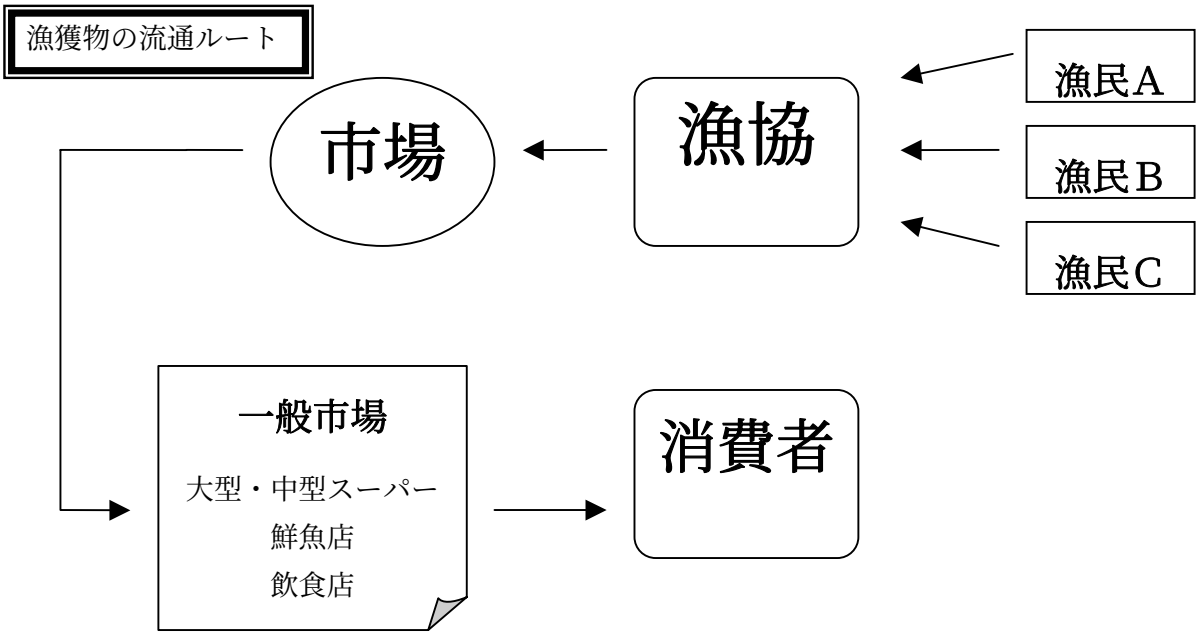


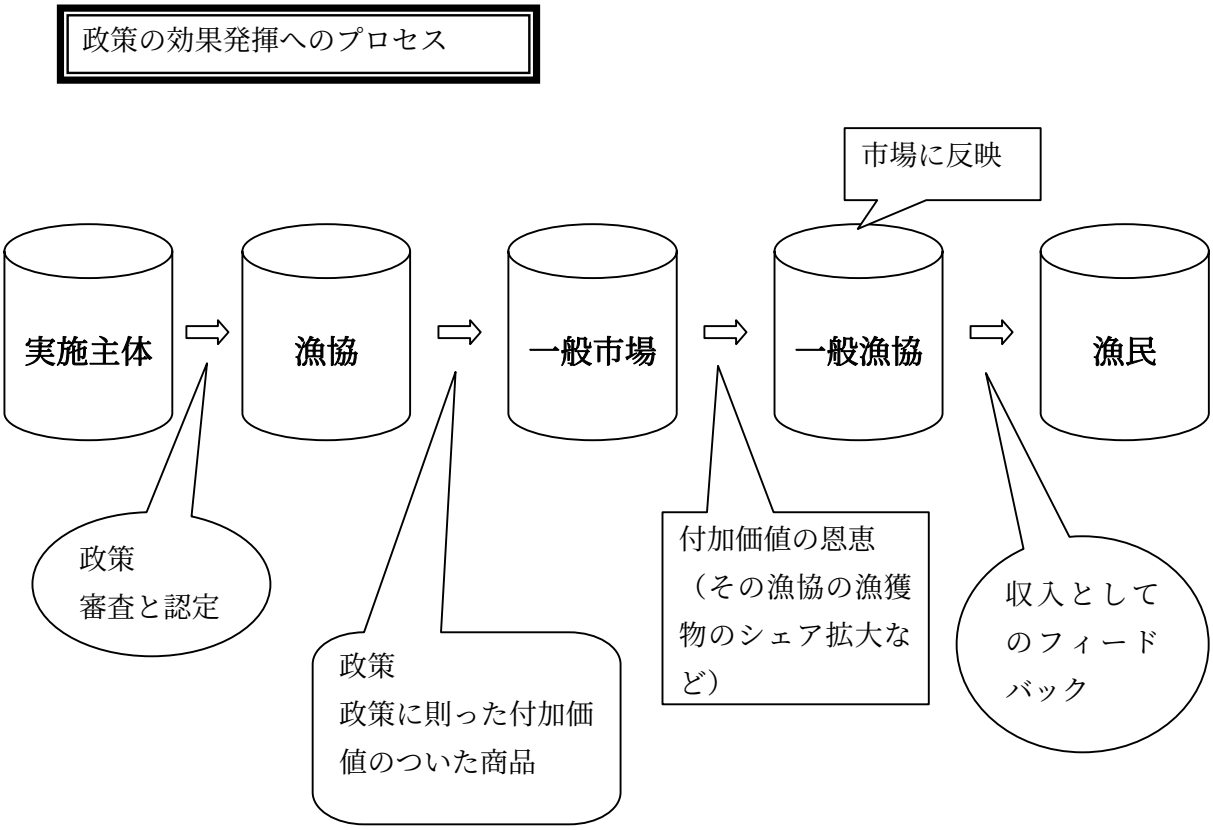


(１)実施主体は漁協を査定(審査)するに当たってその基準を作成する。基準の項目の例としては「水生鳥類(アホウドリやミズナギドリなど)や水生哺乳類(イルカやアザラシなど)にとって視認性の高い色の縄で作られた網を用いているか。また延縄などの針ならばサークルフックを用いているか。」「船底の塗装に用いる塗料は、環境ホルモン問題に配慮した物質でできているか。」「漁獲対象の個体サイズに対する網の目の大きさはどのくらいか。稚魚まで獲れてしま

わないよう、網の目の大きさが調節されているのかなど。」「資源の持続的な保護を考え、獲り過ぎない工夫(単位面積当たりの網の数を自己規制するなど)がなされているか。」「漁場で出たゴミや撒き餌の撒きすぎなど対する配慮がなされてあるか。」「水中の栄養不足を補うために山に木を植林するなど、漁場だけでなく他の環境にも配慮した何らかの活動を行っているか。」「ホタテ等の貝類の養殖で、貝毒が出ない程度に規模を抑えるだけでなく、周辺の環境が悪化しないよう考慮されているか。」

(２)まず、実施主体が漁民及び漁協の漁業活動を、(１)のような基準に基づき査定する。
同時に漁民をはじめとする各関係機関・消費者に対してこの認定の概要についてPRをする場を設け、この認定の価値を認識してもらう。

(３)市場には、認定/非認定漁協の区別がされた漁獲物が集まる。
→認定を受けている漁協、受けていない漁協の差異を識別できるような指標（シンボルや目印になるもの）を認定漁協からの漁獲物に添付する。

(４)実施主体による事前のＰＲにより、認定自体が価値を持ち、認定漁協の商品には環境に優しいなどの付加価値が見出される。
漁獲物はスーパー・鮮魚店・小売店等の店頭に、それが認定漁協の漁獲物であるか否かが消費者にとって容易に識別できるような状態で並ぶようになる。その方法については、農業分野で発展している「トレーサビリティ」を参考にしていきたい。

(５)実施主体がPRした認定に共感し、環境保全に協力的な考えを持った消費者は、選択的に認定漁協の漁獲物を購入する。

(６)この認定を受けることによって付け加えられた価値が漁民及び漁協の収入増につながり、未認定の漁協で認可を受けようとする者や消費者の拡大などによってこの市場規模が拡大する、すなわち本提言を通じた環境保全活動への参加が拡大していく。

**⑤政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）**

環境、水産、経済、企業、大学、研究機関、市場、NPO、消費者など関連すると思われる様々な分野からの有識者によって構成された、消費者に広く認知されかつ信頼性の高い評価をおこなえる団体。

**⑥ 政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）**

・政策の実施で漁民のモラルに喚起し、乱獲の防止を促進ができ資源を枯渇させず、持続的な漁業を行う事につながる。
・漁法・漁具の改善で、可能な限り混獲を避け、水域に生息する生物の生態系を保全することにつながる。
・漁場の生態系やその多様性、生産力を維持できる形の漁業が広がる。
・持続的な資源利用ができる制度や社会的な体制を作る事が出来る。
・環境を汚染する漁業を防ぐ事が出来る。
・各地域の環境保全の足並みが揃い、生物の生息環境それぞれに合った漁法と規模での漁業を発展させることができる。
・一般の消費者も本政策を通じて環境保全を支援し、このような取り組みに積極的な漁民を後押しすることができる。

⑦その他・特記事項

世界では世界自然保護基金（WWF）が同様な働きかけをしようという目的で、MSC マークを使って資源・環境配慮型の漁業を認証する「認証機関」を世界各地で認定している。しかし日本においてこの活動の認識は薄く、うまく機能していない。日本には資源管理への取り組み事例が多くあり、資源管理や環境保全に非常に関心の高い企業や消費者も多く存在している。それらの存在価値を上げるため、あえて世界レベルではなく、自分たちの身のまわりという視点からの日本での制度を設ける必要があると考え、私たちはこの政策を提言する。

「商品に価値を」ではなく「活動に価値を」をコンセプトにこの政策を進めていき、生産者・消費者そのものの意識を喚起する。つまり、生産者は「どうせ漁獲するのならば環境に配慮して漁獲しよう。」という、また消費者は「たとえ同じ品質の商品でも、その商品を買うことで環境保全活動に加われるのならばそちらを買おう。」といった、私たち一人ひとりの意識を変化させられたらという願いが込められている。

そのためにも、現在のシステムを客観的に見て判断できる機構の存在が必要である。水産業に大きく関わっている人の視点とは違う観点も必要であり、水産庁の様な当事者機関ではない機構が総合的なシステム作りや、政策を立案することで環境保全に取り組みやすくなるだろう。